

令和5年 第2回

豊後大野市農業委員会 総会議事録

日 時 令和5年2月15日(水) 午後2時00分
場 所 豊後大野市役所本庁舎 4階 正庁ホール

出席委員

出席委員 12名 欠席委員 3名

	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
会長	15	衛藤 英教	○						
委員	1	三代 忠佑	○	6	渡邊 丸美	○	11	廣瀬 英雄	○
	2	麻生祐三子	○	7	衛藤 講治	○	12	三宮 憲治	○
	3	後藤 綾子	○	8	小野伊八郎	○	13	後藤 茂廣	○
	4	木村滋一朗	×	9	久保田直宏	○	14	工藤 妙子	×
	5	小野不二夫	×	10	工藤 幸市	○			

農業委員会事務局 職員等

事務局長 足立 崇
係 長 原尻 雄一
係 員 工藤 俊夫 柴谷 孝俊
農業振興課 甲斐 久満 鎌倉 誠

議事録署名委員の指名

11番 廣瀬 英雄 12番 三宮 憲治

報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告
- (2) 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

議 事

- (1) 議案第6号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、
農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
- (3) 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (4) 議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (5) 議案第10号 現況証明（非農地証明）について
- (6) 議案第11号 空き家に付随した農地の指定について
- (7) 議案第12号 農地移動適正化斡旋委員の指名について

会議の概要

事務局	会長に報告いたします。本日の出席委員は12名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議は成立します。 それでは、これからの進行を豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により、会長にお願いいたします。
-----	---

(1) 開 会

議 長	みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中に多くの方のご出席をいただきまして感謝を申し上げます。(以下省略) 皆様方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞ最後までよろしくお願いします。 それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は12名であります。 開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。 また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭をお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。 それでは、ただいまから令和5年第2回豊後大野市農業委員会を開会いたします。 (とき：午後2時05分)
-----	---

(2) 議事録署名委員の指名

議 長	日程2の議事録署名委員の指名ですが、豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、私から指名いたします。 11番：廣瀬英雄委員、12番：三宮憲治委員にお願いします。
-----	--

(3) 報告事項

議 長	日程3の報告事項に入ります。 まず、会長報告及び各種報告であります。令和5年第1回定例総会から本日の令和5年第2回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料1にまとめております。資料1をご覧ください。 その中から、※のついた2点について、2頁に会長報告をまとめていますので、ご報告いたします。 (資料1を朗読)
議 長	私からの報告は以上です。 続いて、「報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局の説明を求めます。

事務局	<p>それでは、事前に配布しています議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番から番号8番の8案件について朗読)</p>
議長	<p>説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議長	<p>質問が無いようですので、次に進みます。</p>

(4) 議 事

議長	<p>これより、日程4の議事に入ります。</p> <p>まず、「議案第6号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」を議題とします。</p> <p>それでは、提出者の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p>農業振興課農政企画係の鎌倉です。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは議案第6号の説明をさせていただきます。別冊の議案第6号をご覧ください。併せて概要書1ページと図面は1ページからお開きください。</p> <p>農業振興地域整備計画の変更をするために、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて農業委員会の意見を求める。</p> <p>令和5年2月15日提出 豊後大野市長 川野文敏</p> <p>(議案書に基づいて農用地利用計画変更一覧表を朗読)</p>
議長	<p>提出者である農業振興課の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。</p> <p>それでは、番号1番の1案件を7番：衛藤講治委員にお願いいたします。</p>
7番委員	<p>7番、清川の衛藤講治です。2月6日に行いました清川地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、申請者■■■■さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。</p> <p>申請地は、農地法第4条の許可を取得せずに昭和38年12月に一般住宅を建築した土地であり、現況は宅地となっているため、除外をお願いしたいとのことであります。</p> <p>変更後の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当するため第1種農地となります。</p> <p>許可基準は、第2の1の(1)のイの(イ)のcの(e)の「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため許可できるもの」に該当します。</p> <p>農地転用の許可の要否は、申請は必要なく現況証明して問題ないとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第6号の番号1番の1案件についてこれより質疑を許可します。</p> <p>はい、3番委員。</p>
3番委員	<p>農振地域ということで、昭和38年、60年前に建てられていて、かなり時間が経って</p>

	<p>いると思うのですが、農振地域の見直しというのは何年かに一度行われていたりするものなのでしょうか。</p>
農業振興課	<p>豊後大野市は合併してから一度見直しを行っております。平成31年の4月に全体見直しを終了して、現行の振興地域整備計画を設定しております。その前は各町のそれぞれの振興地域整備計画でしたが、合併後に計画を統一したというかたちになっております。</p>
3番委員	<p>何十年も前からの不耕作地が農振地域に入っているケースというのを見かける度に、合併後に設定された地域なのに不思議だなと思ったので質問させていただきました。今後、またはこういった案件が出てきた際等、周辺の見直しが行われたりすることはあるのでしょうか。</p>
農業振興課	<p>概ね、5年から10年に一度全体見直しをするようにと言われております。当市での具体的な全体見直しについて、いつ行うかというところまでは現在まだ至っておりませんが、全体見直しの際には改めて精査をしていきたいと考えております。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。他に質疑はありませんか。 はい、11番委員。</p>
11番委員	<p>11番の廣瀬です。農振除外というのは一般住宅を建てようと思うと年単位で時間がかかりますよね。今ではこんなところが農振地域なのかというところが私の地域にもたくさんあります。そういう地域は早く見直しをしないと地域の方の生活にも支障が生じると思いますし、山奥とか、そういうところはどんどん除外を進めるのがいいと私は思います。 農振地域から外して欲しいと思う地区もあるし、外して欲しくない地区もあると思います。農振地域に入ってる地域を市報等に出して、除外して欲しい地区には申し出てもらうとか、そういったかたちで効率よく進めるのはいかがでしょうか。一つ一つ歩いて回るようなことをしていると時間がかかると思います。</p>
農業振興課	<p>今後の全体見直しへの参考に、貴重なご意見として時代に合わせたかたちで検討を進めていきたいと思っております。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。他に無いようですので、質疑を打ち切ります。 審査報告は、議案第6号の番号1番の1案件について、「転用は可能である」との報告です。これから裁決します。議案第6号の番号1番の1案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議長	<p>挙手全員により、「議案第6号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて」の番号1番の1案件については、地区審査会の審査意見のとおりとします。 次に、「議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」を議題とします。 それでは、提出者の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p>農業振興課農政企画係の甲斐です。よろしく申し上げます。 それでは、議案第7号の説明をさせていただきます。3ページの議案第7号をご覧ください。 農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求</p>

	める。 令和5年2月15日提出 豊後大野市長 川野文敏 (議案書に基づいて令和5年2月16日公告予定分を朗読)
議 長	提出者である農業振興課の説明が終わりました。 ここで、議案第7号の案件につきましては、2番：麻生祐三子委員が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席をお願いします。 (2番委員 退室)
議 長	この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず議案第7号についてこれより質疑を許可します。 はい、3番委員。
3番委員	■■■■さんは豊後高田市と書かれているのですが、どういう法人さんで、今回どういった経緯なのか教えていただけますか。
農業振興課	■■■■さんは、豊後高田市に本社を置いております株式会社さんで、農業を主体に事業を展開されているのですが、豊後大野市内では主に白ねぎの関係で農地を借り受けておまして、数年前から大野町を中心に白ねぎを生産されています。
議 長	よろしいでしょうか。他に無いようですので、質疑を打ち切り採決します。議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
事務局	挙手全員です。
議 長	「議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画及び農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」は、原案のとおり決定されました。 2番委員の入室を認めます。 (2番委員 入室)
議 長	ここで、農業経営基盤強化促進法の改正に伴う一部変更について、農業振興課より報告があります。よろしく願いいたします。
農業振興課	令和5年4月1日施行で、関係法令の一部が改正されますが、私の方から、特に利用権設定に関わる部分について、口頭により概要をご説明させていただきます。 まず、農業経営基盤強化促進法、いわゆる「基盤強化法」の一部改正についてです。これまで、相対の利用権設定を、基盤強化法により実施してまいりましたが、2年後の令和7年4月1日から、これが廃止になります。既に契約済みの案件につきましては、契約終了まで有効であります。今後は、農地中間管理機構を通じた利用権設定等に、順次移行することになります。 次に、農地中間管理事業の推進に関する法律、いわゆる「機構法」の一部改正についてです。農地中間管理機構から担い手に農地を配分する際に、本定例総会において意見を求める議案を提案させていただいております。その際、配分替えの議案は、これまで、「農用地利用配分計画」という表現でありましたが、今回の法改正によりまして、「農用地利用集積等促進計画」という表現に変わりました。次回3月の定例総会から出てまいります。 さらに、農用地利用集積計画（一括方式）の議案につきましては、4月の定例総会分

	<p>から、提案理由や様式の一部に若干の変更がございますので、予めご報告させていただきます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。</p> <p>(とき、午後2時34分)</p>
議 長	<p>それでは、再開します。</p> <p>(とき、午後2時35分)</p>
議 長	<p>次に「議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の3ページ、あわせて概要書の2ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番から番号6番までの6案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで、番号1番から番号6番までの6案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号1番の1案件を12番：三宮憲治委員にお願いいたします。</p>
12番委員	<p>緒方の三宮憲治です。2月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。</p> <p>番号1番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。</p> <p>譲受人は、空き家バンク制度を利用し、譲渡人所有の居宅を購入しました。譲渡人は、市外在住のため農地の管理が困難であり、空き家に付随した農地の指定申請をし、令和5年1月定例総会において承認されました。申請地は、譲受人が購入した居宅に隣接する農地で、利便性が良いことから、贈与で話がまとまり、今回申請を行ったものです。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は、145aとなり、下限面積の30aを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号2番の1案件を15番の私の方から報告します。</p>
15番委員	<p>2月6日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。</p> <p>申請地は、譲受人の父がぶどうを作付けしています。譲渡人は、遠方に住んでおり高齢のため、農地を手放したいと考えていました。今回、譲受人の父に買って欲しくないかと相談したところ、売買することで話がまとまり、申請を行ったものです。なお、譲受人の営農状況として、現在主に父が耕作をしていますが、将来的に後継者となる予定の息子が申請者になっています。</p> <p>譲受人の権利取得後の経営面積は、97aとなり、下限面積の30aを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>

議 長

次に、番号3番及び番号4番の2案件を11番：廣瀬英雄委員にお願いいたします。

11番委員

千歳の廣瀬英雄です。2月6日に行いました千歳地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。

譲渡人は、体調不良のため申請地の管理に苦慮し、譲受人に耕作を依頼していました。譲受人は、近隣で営農をしている農家で、今回、譲渡人からもらって欲しかったかと相談があり、自身の経営地に近く利便性も良いことから、贈与で話がまとまり申請を行ったものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は、504aとなり、下限面積の30aを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に、番号4番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの売買による所有権移転についてであります。

譲渡人は、農地を相続しましたが、農業をしないため第三者に申請地の管理をお願いしていました。譲受人は、申請地に隣接する農地で耕作をしている近隣の農家で、この度、譲渡人から買って欲しかったかと相談があり、第三者との協議の上、売買で話がまとまり申請を行ったものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は、215aとなり、下限面積の30aを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議 長

次に、番号5番及び番号6番の2案件を13番：後藤茂廣委員にお願いいたします。

13番委員

犬飼の後藤茂廣です。2月7日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号5番の案件についてですが、譲渡人■■■■さんから、譲受人■■■■さんへの贈与による所有権移転についてであります。

譲渡人は農地を相続しましたが、遠方に住んでおり農業をしていないため、農地の管理に苦慮していました。申請地は、譲受人が今まで管理をしており、居宅に隣接して利便性もよいことから、この度譲って欲しかったかと相談したところ、贈与で話がまとまり申請を行ったものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は、30aとなり、下限面積の30aを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に、番号6番の案件についてですが、貸人■■■■さんから、借人■■■■さんへの賃貸借による権利設定についてであります。

借人は、バイオマス発電所の運営、バイオマス燃料の製造収集、林業等を行う株式会社で、三重町にも拠点を置いています。借人は現在、林業事業において自社で栽培した杉苗を育てています。今回、杉の苗の生産を目的として、杉苗を育成し採穂するために適当な土地を探していたところ、農業委員会よりあっせんを受け、当該農地について貸人に相談しました。貸人も、農地の管理に苦慮しており、賃貸借することで話がまとまり、申請を行ったものです。

譲受人の権利取得後の経営面積は、116aとなり、下限面積の30aを超えています。また、不許可要件の7項目に該当するものはなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

以上、報告します。

議 長

地区審査会の報告が終わりました。議案第8号の番号1番から番号6番までの6案件についてこれより質疑を許可します。

	<p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第8号の番号1番から番号6番までの6案件については、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第8号の番号1番から番号6番までの6案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により「議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番から番号6番までの6案件については、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、「議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の4ページ、概要書の8ページ、図面の4ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号1番の1案件について朗読)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番の1案件について、地区審査会の報告を求めます。</p> <p>それでは、番号1番の1案件を13番：後藤茂廣委員にお願いいたします。</p>
13番委員	<p>犬飼の後藤茂廣です。2月7日に行いました犬飼地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、申請者■■■■さんの農地の転用の件についてであります。</p> <p>申請地は申請人の亡父が昭和59年2月に隣接地を分筆してもらい農地を取得しました。しかしながら元々の宅地が狭く洗濯干し場や、駐車場用地として利用するようになり、現在に至っています。父が昨年亡くなり空き家となった自宅を売却するにあたり不動産屋に相談したところ敷地として利用していた土地が農地であることがわかり是正のための申請に至りました。</p> <p>審査の結果、許可基準の農地区分第1種農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものはなく、第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)の既存の施設の拡張(拡張にかかる部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)に該当すると認められ、問題ないと認められました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第9号の番号1番の1案件について、これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>審査報告は、議案第9号の番号1番の1案件について、「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第9号の番号1番の1案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>

議 長	<p>挙手全員により、「議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について」の番号1番の1案件について、原案のとおり許可することに決定されました。</p> <p>次に、「議案第10号 現況証明（非農地証明）について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の5ページ、概要書の9ページ、図面の7ページをお開きください。</p> <p>（議案書のとおり番号1番から番号7番までの7案件について朗読）</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。番号1番から番号7番までの7案件について、地区審査会の報告を求めます。</p> <p>それでは、番号1番及び番号2番の2案件を3番：後藤綾子委員にお願いいたします。</p>
3番委員	<p>三重の後藤綾子です。2月7日に行いました三重地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、亡妻が農地法第4条の許可を取得せずに駐車場用地として整備した土地ですが、転用後20年以上経過しており、現況は雑種地となっているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもののうち、6つのすべての要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、十分な転圧により土砂の流出を防いでいるため、周囲への影響は認められません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に、番号2番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、亡父が農地法第4条の許可を取得せずに駐車場用地として整備した土地ですが、転用後20年以上経過しており、現況は雑種地となっているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもののうち、6つのすべての要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、十分な転圧とコンクリート敷きにより土砂の流出を防いでいるため、周囲への影響は認められません。</p> <p>調査の結果、地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号3番の1案件を12番：三宮憲治委員にお願いいたします。</p>
12番委員	<p>緒方の三宮憲治です。2月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号3番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、農地法第4条の許可を取得せずに一般住宅を建築した土地ですが、転用後20年以上経過しており、現況は宅地となっているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、十分な転圧により土砂の流出を防いでおり、建物は境から離して建築しているため、周囲への影響は認められません。</p> <p>地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p>

<p>議 長</p> <p>8 番委員</p>	<p>以上報告します。</p> <p>次に、番号4番の1案件を8番：小野伊八郎委員にお願いいたします。</p> <p>朝地の小野伊八郎です。2月7日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号4番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願いについてであります。</p> <p>亡母が昭和52年11月に農地法第5条の許可を取得し、昭和53年1月に一般住宅用の進入路として転用しましたが、当時の許可書がなく地目変更ができないため今回申請したものです。</p> <p>判断基準は、農地法第4条第1項又は第5条第1項に規定する許可を受け、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当します。</p> <p>周囲への影響については、周囲に農地はありません。</p> <p>地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上報告します。</p>
<p>議 長</p> <p>15 番委員</p>	<p>次に、番号5番から番号7番までの3案件を15番委員、私の方から報告します。</p> <p>2月6日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。番号5番の案件については、所有者■■■■さんの非農地証明願いについてであります。</p> <p>耕作していた父が体調を崩し耕作できなくなり、その後耕作する者もいなかったため、今後も耕作再開の見込みはないため申請したものです。</p> <p>判断基準は、遊休農地のうち、「農地法の運用について」第4の(4)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないと判断されるものに該当します。</p> <p>地区審査会の意見としましては、非農地と判断して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に番号6番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、亡父が農地法第4条許可を取得せずに、住宅兼農業用倉庫の敷地として整備した土地ですが、転用後20年以上経過しており、現況は宅地となっているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもののうち、6つのすべての要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、周囲に耕作中の農地はありません。</p> <p>地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>次に番号7番の案件については、所有者■■■■さんの現況証明願いについてであります。</p> <p>申請地は、農地法第4条許可を取得せずに住宅を建築した土地ですが、転用後20年以上経過しており、現況は宅地となっているため申請したものです。</p> <p>判断基準は、既に植林されている土地、建築物等が設置されている土地、道路敷として既に利用されている土地のいずれかに該当し、個別基準の要件を満たすものに該当します。</p> <p>周囲への影響については、十分な転圧及びコンクリート敷きにしており、周囲への影響はありません。</p> <p>地区審査会の意見としましては、現況証明して問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第10号の番号1番から番号7番までの7案件について、これより質疑を許可します。</p> <p>[ありません]の声あり</p>

議 長	<p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>審査報告は、議案第 10 号の番号 1 番から番号 7 番までの 7 案件につきまして、「発行基準に該当する」との報告であります。</p> <p>これから採決します。議案第 10 号の番号 1 番から番号 7 番までの 7 案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
事務局	<p>挙手全員です。</p>
議 長	<p>挙手全員により、「議案第 10 号 現況証明（非農地証明）について」の番号 1 番から番号 7 番までの 7 案件については、原案のとおり証明することに決定されました。</p> <p>次に、「議案第 11 号 空き家に付随した農地の指定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 6 ページ、図面の 26 ページをお開きください。</p> <p>（議案書のとおり番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について朗読）</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。この議案につきましては、空き家バンクの物件に付随した農地の指定について審議するものです。</p> <p>ここで、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、地区審査会の報告を求めます。それでは、番号 1 番の 1 案件を 9 番：久保田直宏委員にお願いいたします。</p>
9 番委員	<p>9 番の久保田直宏です。番号 1 番の案件については、申請者■■■■さんの空き家に付随した農地の指定についてであります。</p> <p>申請者は、自身が所有する空き家について、令和 4 年 4 月 16 日に、空き家バンク物件台帳への登録を完了しています。今回、併せて、空き家に付随した農地の指定を受けたいと思い、申請を行ったものです。</p> <p>決定基準から見た審査結果についてですが、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地で、その周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められます。</p> <p>地区審査会の意見としましては、決定基準に該当し、問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
議 長	<p>次に、番号 2 番の 1 案件を 15 番の私の方から報告いたします。</p>
15 番委員	<p>番号 2 番の案件については、申請者■■■■さんの空き家に付随した農地の指定についてであります。</p> <p>申請者は、自身が所有する空き家について、令和 4 年 8 月 8 日に、空き家バンク物件台帳への登録を完了しています。今回、併せて、空き家に付随した農地の指定を受けたいと思い、申請を行ったものです。</p> <p>決定基準から見た審査結果についてですが、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地で、その周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められます。</p> <p>地区審査会の意見としましては、決定基準に該当し、問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>

<p>議 長</p> <p>11 番委員</p>	<p>次に、番号 3 番の 1 案件を 11 番：廣瀬英雄委員にお願いいたします。</p> <p>11 番の廣瀬英雄です。それでは報告致します。番号 3 番の案件については、申請者 ■■■■さんの空き家に付随した農地の指定についてであります。</p> <p>申請者は、自身が所有する空き家について、令和 4 年 10 月 25 日に、空き家バンク物件台帳への登録を完了しています。</p> <p>今回、併せて、空き家に付随した農地の指定を受けたいと思い、申請を行ったものです。</p> <p>決定基準から見た審査結果についてですが、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地で、その周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められます。</p> <p>地区審査会の意見としましては、決定基準に該当し、問題ないと認められるとなりました。</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>議 長</p>	<p>地区審査会の報告が終わりました。議案第 11 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、これより質疑を許可します</p> <p>[ありません]の声あり</p> <p>無いようでありますので、質疑を打ち切り、これより採決します。議案第 11 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>挙手全員です。</p>
<p>議 長</p>	<p>挙手全員により、「議案第 11 号 空き家に付随した農地の指定について」は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、「議案第 12 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の 6 ページをお開きください。</p> <p>(議案書のとおり番号 1 番の 1 案件について朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。</p> <p>はい、11 番委員。</p>
<p>11 番委員</p>	<p>無償とありますが、これは貸付の場合が無償なのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、こちらは貸付においても売渡においても無償ということでもあります。所有者がこちらにいないので処分をしたいということでの申請がありました。現地の条件においても、比較的条件の良い農地とは言えないということと、水の管理について以前はポンプアップしていたのですが、現在は天水利用ということですので、この周辺は 2 町程農地があるのですけれども、休耕地のようなかたちになりつつあります。</p>
<p>11 番委員</p>	<p>売渡ではなく譲渡ではないのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。売渡の部分については、譲渡という文言に変更させていただきます。</p>

議 長	<p>よろしいでしょうか。他に無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>斡旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から斡旋委員を指名いたします。</p> <p>それでは、番号1番の1案件を、5番：小野不二夫委員と44番：坂本俊幸委員にお願いします。</p> <p>なお、この案件については、お世話していただく斡旋委員をご指名いたしましたが、迅速かつ適切な斡旋処理を行うためには、斡旋委員のみならず、他の農業委員さんの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>これもちまして、令和5年第2回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。</p> <p>(とき、午後3時12分)</p>
-----	--

豊後大野市農業委員会会議規則第20条の規定により、ここに署名する。

議事録署名委員 11番委員

廣瀬 英雄

〃

12番委員

三宮 忠治

